

令和2年6月定例会 提出議案（概要）

（頁）

（1）議案第76号 1

北九州市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について

（2）議案第77号 2

北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

総 務 局

議案第76号 「北九州市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について」

1 議案提出理由

会計年度任用職員のサービスの宣誓について、総務省公務員課から、「制度導入前の任用形態や任用手続きが様々であることに鑑み、それぞれの職員にふさわしい方法で行うことが望ましい」との方針が示された。

これを受け、本市においても、様々な任用形態や任用手続きの会計年度任用職員への柔軟な対応を可能とするため、任命権者が別段の定めをすることができるよう、関係規定を改めるもの。

2 改正内容

北九州市職員のサービスの宣誓に関する条例第2条に、第2項として、「地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。」とする規定を追加する。

【別段の定めの内容について】

条例改正後、下記2点について、要綱・通知等により定める予定。

- (1) 同一人を再度任用する場合には、先の任用に際して行ったサービスの宣誓をもって、これを行ったものとみなす。同扱いは、当初の任用に際して行った宣誓から5年間有効なものとする。
- (2) 採用時にサービスの誓約等を行っている場合には、当該誓約等をもって、サービスの宣誓を行ったものとみなす。

3 施行期日（関係法令など）

公布の日

議案第77号 「北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について」

1 議案提出理由

新型コロナウイルス感染症に係る感染症予防等業務手当の特例を定めるため、関係規定を改めるもの。

2 改正内容

この条例の適用の日から規則で定める日までの間、職員が、新型コロナウイルス感染症の患者等に対する業務で市長が定めるものに従事したときは、感染症予防等業務手当として、業務に従事した1日につき4,000円を超えない範囲内で市長が定める額を支給することとする規定を定めるもの。

3 施行期日

公布の日（令和2年4月8日適用）